

能勢町住民票の写し等本人通知制度実施要綱（改正後）

平成23年3月1日実施

平成25年4月1日一部改正

（目的）

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）及び戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき、住民票の写し等を第三者等に交付した場合において、事前の申出により登録された者（以下「事前登録者」という。）に対し、自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により、住民票の写し等の不正請求を抑止し、及び不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)住民票の写し等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法に基づく住民票の写し、消除された住民票の写し、戸籍の附票の写し、消除された戸籍の附票の写し及び住民票に記載をした事項に関する証明書

イ 戸籍法に基づく戸籍及び除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに戸籍及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

(2)第三者等 次に掲げるものをいう。

ア 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定による住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

イ 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

ウ 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

エ 戸籍法第10条の2第1項又は第3項から第5項まで（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（対象者）

第3条 本人通知制度を利用できる者は、次に掲げる者とする。

(1)町長が作成した住民基本台帳に記録されている者（消除された者を含む。）

(2)町長が編製した戸籍に記録され、又は記載されている者（除かれた者を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪宣告を受けた者は、対象者としな

（事前登録の手続）

第4条 町長は、本人通知制度を利用しようとする者（以下「登録希望者」という。）につ

いて、その者の申出により、あらかじめ、その旨を登録する（以下「事前登録」という。）ものとする。

- 2 事前登録の申出は、本人通知制度登録申出書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 事前登録の申出は、法定代理人又は任意代理人（任意代理人にあつては、登録希望者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申し出ることが困難な場合に限る。）により行うことができるものとする。
- 4 事前登録の申出は、登録希望者が次に掲げる場合にあつては、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができるものとする。

(1) 疾病その他やむを得ない理由により次項に規定する受付窓口において申し出ることが困難な場合

(2) 他の市区町村に居住している場合

- 5 事前登録の申出の受付は、住民係及び住民サービスセンターで行うものとする。

（本人確認の方法）

第5条 町長は、前条の規定により申出の受付を行う場合において、現に申出の任に当たっている者（以下「申出人」という。）が本人であることを確認するため、同人に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 住民基本台帳カード（顔写真が貼付されたもの）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

- 2 前項の規定にかかわらず、申出人がやむを得ない理由により同項の書類のいずれかを提示できない場合にあつては、同人が本人であることの説明を求め、又は同項各号で掲げる書類に準ずるものとして町長が適当と認める方法により、本人であることの確認を行うものとする。

（代理権確認の方法）

第6条 町長は、申出が代理人による場合にあつては、同人が代理権を有するか否かを確認するため、同人に対して、次の各号に掲げる代理人の区分に応じ、当該各号に掲げる書類の提示又は提出を求めるものとする。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他その資格を証明する書類

(2) 任意代理人 委任状その他その代理権を明らかにする書類

- 2 前項の規定にかかわらず、代理人がやむを得ない理由により同項の書類を提示又は提出できない場合にあつては、同項の書類に準ずるものとして町長が適当と認める方法により、代理権を有するか否かの確認を行うものとする。

(事前登録)

第7条 町長は、事前登録が適当であると認めるときは、本人通知制度事前登録者名簿(様式第2号)に登録するものとする。

(登録期間)

第8条 事前登録者の登録期間は、登録日から起算して3年間とする。

2 登録期間の満了後に引き続き事前登録を受けようとする者については、事前登録更新の申出を行わせるものとする。

3 第4条第2項から第5項まで及び第5条から前条までの規定は、事前登録更新の申出について準用する。

(変更又は廃止の届出)

第9条 事前登録者について氏名、住所その他登録事項に変更が生じたとき又は事前登録者が事前登録を廃止しようとするときは、本人通知制度登録事項変更兼廃止届出書(様式第3号)によりその旨を届出させるものとする。

2 第4条第3項から第5項まで、第5条及び第6条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(事前登録の抹消)

第10条 町長は、事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事前登録を抹消するものとする。

(1) 登録期間が満了したとき。

(2) 廃止の届出があったとき。

(3) 事前登録者が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 事前登録者の居住地が判明せず、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により住民票が職権消除されたとき。

(5) その他町長が登録を抹消する理由が生じたと認めたとき。

(事前登録者への通知)

第11条 町長は、第三者等からの請求により事前登録者の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に対し、次に掲げる事項を記載した本人通知書(様式第4号)により所管課長をして通知させるものとする。

(1) 交付年月日

(2) 交付証明書の種別

(3) 交付枚数

(4) 交付請求者の種別

(5) その他町長が適当と認める事項

2 前項の通知は、事前登録の申出の際に電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。以

下同じ。)での通知を希望した事前登録者に対するものである場合は、電子メールによって行うものとする。

(実施細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度運営について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。